青梅市立藤橋小学校 いじめ防止基本方針

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第711号)」では、いじめを以下のように定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法[平成25年法律第711号(定義)]」第2条 平成25年9月)

この定義に基づいて、小さなことのようであっても当該児童の苦痛を見逃さず、きめ細かく聞き取るなどの調査をアンケートや訴えに基づくものだけでなく普段の児童観察からの情報交換からなども考慮して広く学校内で行い、即時の対応をしていく。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。本校では全ての職員が、「いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得る」という認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決するため、「藤橋小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ○いじめ問題の重要性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として問題の解決に当たる。
- ○教職員の言動や態度が、児童に大きな影響力をもつことを十分に認識する。
- ○いじめ問題を隠さず、その解決に向けて、学校・教育委員会と家庭・地域社会が連携して当たる。
- ○いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。
- ○家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携して、いじめ問題の解決を図る。

2 いじめ未然防止のための取組

まず、前項1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢を全教職員が深く正しく理解し、いじめの早期発見・早期対応に当たれるよう、計画的に研修を行い、日々の教育活動の中でのOJTを通して実践力を高めるなど、迅速確実かつ組織的な対応ができるよう、資質向上を図る。

その上で、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

「授業づくり」と「集団づくり」を見直し、児童がきちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、 自分も認めてもらっている、自分も大切にされているといった思いを育む。

また、ふれあい月間の取組や学校いじめ防止対策委員会とその活動についての説明等も行い、児童に学校挙げて真剣に取り組んでいる様子を知らせ、いじめ問題の重大性を理解させていく。

(1) 規律の徹底

ア チャイムが鳴ったら着席する・学習を始めるという習慣や、授業中の正しい姿勢の指導、発表の 仕方や聞き方の指導を徹底する。

イ 学年での指導、交換授業、生活指導夕会、生活指導協議会、放課後教員研修会、学年会などを実施し、学級、学年の担任児童だけではなく、全教職員で全児童を見守る体制をつくる。

ウーその言動がどのような結果をもたらすのか、想像できるよう指導する。

- (2) 学力の定着と向上
- ア 分かる授業づくりを進め、全ての児童が参加できる授業を工夫する。
- イ 校内研究を充実させ、全教員研究授業など、教員が互いの授業を参観し合う機会を位置付ける。
- ウ 道徳教育を充実させ、道徳性を養い、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- (3) 自己有用感の涵養
- ア 全ての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面や役割を設定していく。
- イ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめ を助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ウ 縦割り班活動など、異学年集団での活動を推進する。
- エ 6年生による1年生のお世話やボランティア活動を実施する(新型コロナウイルス感染症の感染 状況を見て実施する方向)。
- オ いじめゼロを目指した児童会活動や小中学校一貫教育を推進する。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

- (1) 早期発見
- ア 青梅市いじめ調査のアンケートを年4回実施(内1回は無記名で行う)し、児童の悩みや人間関係を把握する。
- イ スクールカウンセラーによる、5年生の全員面接を1学期中に実施する。
- ウ 毎週の生活指導夕会、毎月の生活指導部会、年2回の生活指導協議会を活用し、情報の共有化と 共通指導を図る。
- エ 1 学期に保護者との個人面談を、毎学期に保護者会を、また適宜に保護者面談を実施し、保護者との連携を図る。
- (2) 早期対応
- ア いじめを発見したときは、学級担任だけで抱え込むのではなく、「藤橋小学校いじめ防止対策委 員会」を核として、校長以下、組織で対応策を考え、役割分担をして対応に当たる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を優先的に考え、いじめている児童に対して毅然とした態度で指導に当たる。
- ウ 青梅市教育委員会へ報告するとともに、保護者へも情報を提供し、連携を図りながら解決する。
- エ 加害児童に対する組織的・継続的な観察・指導をするとともに、いじめを伝えた児童の安全確保 や周囲の児童に対しても指導を行う。
- オ 保護者からの相談(電話、連絡帳、直接対面等全ての手段で、担任や管理職、その他学校職員に対して)で、児童同士の人間関係に関わるものは、いじめと判定する・しないに関わらず文書にて速やかに市教委に報告する(報告担当:副校長・生活指導主任)。

4 重大事態への対応

「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第711号第5章)」では、いじめの「重大事態」を以下のように定義 している。

- ー いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある と認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」第28条 平成25年9月)

「重大事態」への対応は以下の通りとする。

- ア いじめられた児童の安全確保を行う。
- イ 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告する。

- ウ 青梅市教育委員会が行う調査、資料の提出要請に協力する。
- エ 調査結果については、いじめを受けた児童の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。
- オ 学校が調査主体となった場合は、「藤橋小学校いじめ防止対策委員会」が調査組織となる。事実 関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を青梅市教育委員会に報告する。
- カ 調査結果を踏まえ、関係諸機関や専門家等と相談し、必要な措置をとる。
- キ 犯罪行為と認められる可能性がある事案については、警察と連携して対応する。

5 警察との連携

文部科学省初等中等教育局長発平成31年3月29日付「30文科1874号」により、いじめ事案に関する学校と警察の連携が求められている。重大事案もしくは、これに発展するおそれがある場合、直ちに警察に通報し、事案のさらなる深刻化の防止を図る

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生活指導部

校務分掌に「生活指導部」を位置付け、日頃からいじめの問題等、児童の生活指導上の課題に関して組織的に対応する。

常設部会として、生活指導主任を中心に毎月1回開催するとともに、必要に応じて校内委員会、ケース会議を随時開催する。

(2) いじめ防止対策委員会

校務分掌に「藤橋小学校いじめ防止対策委員会」を位置付ける。学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うための中核となる組織とし、4回実施の青梅市いじめ調査のアンケートのまとめとして年4回、その他必要に応じて委員会を開催する。

構成員は、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・SC・ 当該学年主任・学級担任・特別支援教育専門員等とし、必要に応じて外部専門家を活用する。

青梅市「いじめ防止マニュアル」等を活用し、いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童からの訴えを、一部の教職員で抱え込まずにすべて「藤橋小学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、組織で対応する。

7 家庭や地域、関係機関との連携

- ア 道徳授業地区公開講座の実施やゲストティーチャーを活用した授業などの推進により、いじめに向かわせない態度・能力を育成する。
- イ 個人面談や学校だよりなどを通して、保護者との緊密な連携協力を図る。
- ウ 保健室や教育相談所等の利用や、電話相談窓口を周知し、相談体制を整備する。
- エ いじめ問題が発生した場合は、保護者との連携を普段以上に密にする。さらに、事実関係や学校側の取組についての情報を伝えるとともに、保護者への助言・指導を行い、協力して解決していく。
- オ PTAや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換を行う。
- カ 青梅市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応するとともに、必要に応じて関係諸機関との連携を図り、スクールソーシャルワーカー、専門家等とも協力して対応する。

8 学校サポートチーム (学校運営協議委員会)

次の構成員による学校サポートチームを編成し、年間3回のいじめ問題に関する現状と対応につい報告した後、協議を行う。

外部構成員 年間計画

氏名	所属団体名等
宇津木敏郎	教育福祉
大西 英治	健全育成
中園 義治	自治会関係
山口 佳子	健全育成
宇都宮 盛行	公的機関・施設
横井 由佳	保護者(PTA)

(1) 年間計画(委員会)

口	実施日	時間	開催場所	協議内容
1	6月13日(金)	18:00	本校	○学校経営計画
				○いじめ防止対策基本方針
				○学校評価システム
				○意見交換
				○学校公開参観
				○児童の実態把握
2	8月29日 (木)	15:30	本校	○これまでの事件・事故や、児童の様子に
				ついての報告
				○意見交換
3	2月13日(金)	18:00	本校	○学校経営報告を受けての学校評価(学校
				関係者評価)の実施
				○意見交換

(2) 年間計画 (学校公開時の学校訪問)

口	実施日	学校行事等	口	実施日	学校行事等
1	4月26日 (土)	学校公開	4	10月11日(土)	体育学習発表会
2	5月24日 (土)	セーフティ教室	5	11月15日(土)	音楽会
3	9月5日 (土)	薬物乱用防止教室	6	2月7日 (土)	道徳授業地区公開講座

9 いじめ発見のためのチェックシート

	表情・態度 笑顔がなく沈んでいる。 視線をそらし、合わせようとしない。 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない 感情の起伏が激しい。		ぼんやりとしていることが多い。 わざとらしくはしゃいでいる。 周りの様子を気にし、おどおどとしている いつも一人ぼっちである。
	身体・服装 身体に原因が不明な傷などがある。 顔色が悪く、活気がない。 寝不足で顔がむくんでいる。 シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。		登校時に、体の不調を訴える。 ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
3	持ち物・金銭 鞄 (ランドセル) や筆箱等が隠される。 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりす 靴や靴が隠されたり、いたずらされたりする。		□ ノートや教科書に落書きがある。□ 作品や掲示物にいたずらされる。□ 必要以上にお金を持っている。
4 0 0 0 0 0 0 0 0 0	言葉・行動 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。 一人でいたり、泣いていたりする。 忘れ物が急に多くなる。 すぐに保健室に行きたがる。 休み時間に校庭に出たがらない。 不安げに携帯電話をいじったり、メール・S		教室にいつも遅れて入ってくる。 いつも人が嫌がる仕事をしている。 職員室や保健室の前でうろうろしている。 家から金品を持ち出す。
5	友人から不快に思う呼び方をされる。 特定のグループと常に行動を共にしている。 付き合う友達が急に変わったり、友達のこの 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りを	□ □ とを「 をさ	よくケンカをする。 聞くと嫌がったりする。
6	教員との関係 教員と目線を合わせない。 教員と関わろうとせず、避ける。		□教職員との会話を避ける。

いじめ対応マニュアル(いじめを把握した時)

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

生活指導主任に報告

校長・副校長に報告

いじめ対策委員会の招集

校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・SC

・当該学年主任・担任・特別支援教育専門員

全教員で情報共有

- ・事実の報告 ・対応方針の共通理解

当該児童への事実確認

※聞き取り等複数の教職員で対応する。

2 加害児童への面談 (一人ずつ) 3 全員への事実の確認 1 被害児童への面談

全教員で情報共有

- 事実の報告
- 対応方針の共通理解

いじめ防止対策委員会で協議

- ・事実確認した内容を報告し、全体像を把握
- 被害児童及び加害児童への対応協議
- ・学級指導の内容協議
- ・重大事案と認定した場合は青梅市教育委員会へ報告

全教員での情報共有

- ・経過の報告
- ・対応策についての共通理解

家庭との相談(被害児童)

- 経過報告
- ・加害児童への指導内容の説明

家庭との相談(加害児童)

- ・ 事実の報告
- ・指導内容の説明
- ・学校と連携しての支援要請

家庭との相談(被害児童)

- 経過報告
- ・学級指導の内容説明
- ・ 学校での児童の様子報告

校長・副校長に報告 重大事態と認定した場合は教育委員会へ報告

全教員で今後のいじめ対応について共通理解

経過観察